

申告相談の詳しい内容は広報かわまた1月号をご覧ください

町県民税の申告

問町民税務課 税務係（内線 1302）

平成30年度町県民税は、平成30年1月1日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（平成29年1月1日～12月31日）に所得があった方に課税されます。

申告相談の日程

■受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
■申告会場 中央公民館 1階 展示研修室

日 程	対象地区
15 日(木)	大綱木
16 日(金)	小島（1・2・3・4 方部）
19 日(月)	小島（5・6・7・8 方部）
20 日(火)	羽田
21 日(水)	秋山
22 日(木)	小綱木
23 日(金)	山木屋（会場：中央公民館）
26 日(月)	山木屋（会場：とんやの郷）
27 日(火)	東福沢・川俣（柏崎）
28 日(水)	西福沢・鶴沢（油田）

日 程	対象地区
1 日(木)	鶴沢（東部）
2 日(金)	鶴沢（西部）
5 日(月)	小神
6 日(火)	飯坂（入組・屋組・大木戸・峠・成栗・萩平・砂田）
7 日(水)	飯坂（上記以外）川俣（賤ノ田・東大清水）
8 日(木)	川俣（仲ノ内・大作・小作・新中町方面）
9 日(金)	川俣（本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面）
12 日(月)	川俣（鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面）
13 日(火)	川俣（八反田・五百田・宮赤・中丁方面）
14 日(水)	予備日
15 日(木)	予備日

- 1) 対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早目の申告をお願いします。
- 2) 期間中は、町民税務課の窓口では申告相談は行っていません（自書による申告書提出のみ受け付けます）。

税務署の確定申告書作成会場は

『ウィル福島アクティおろしまち』

（福島卸商団地内）です。

福島税務署では、所得税・消費税・贈与税の申告が必要な方、税金の還付を受ける方を対象に、確定申告書の作成を「ウィル福島」を会場に行っています。申告書はパソコンで作成していただきます。

■ 日時 2月16日(金)～3月15日(木)

午前9時30分～午後4時

※会場内は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。開設時間内に申告書を作成できるよう、あらかじめ「集計」などを済ませて午後3時前のご来場にご協力願います。

※土・日曜日、祝日の受付は、2月18日(日)・2月25日(日)のみ行います。そのほかはお休みです。

■ 場所 ウィル福島アクティおろしまち（福島卸商団地内・福島市鎌田字卸町10-1）

※会場にお越しの際は、阿武隈急行鉄道が便利です（「卸町駅」下車、徒歩5分）。

また、期間中は福島税務署内には申告書作成会場を開設していませんのでご注意ください。



マイナンバーカードで e-tax（国税電子申告・納税システム）

e-taxを利用すれば、インターネットを利用して確定申告書等を作成・提出することができます。

事前準備 → ①マイナンバーカード取得、②ICカードリーダライタを用意、③国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」へ

詳しくはホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

インフルエンザ感染予防についてのお願い

ご本人やご家族がインフルエンザにかかっているなど、他人に感染させる恐れがある方は、申告会場へのご来場をお控えください。医療機関で受診するなどして、他人に感染させる恐れがないかを確認してからご来場ください。



暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 2月1日(休)～2月15日(休)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ・中道団地（飯坂字中道）1戸
 - ・壁沢団地1号棟（字壁沢）4戸（4階・5階）
 - ・壁沢住宅2号棟（字壁沢）4戸（4階・5階）
 - ・ふもとがわ団地1号棟（鶴沢字笛田）1戸（4階）
 - ・ふもとがわ団地2号棟（鶴沢字笛田）2戸（2階・4階）
 - ・賤ノ田団地（字賤ノ田）6戸（1・3・4・5階）
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（次の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件）があります。
- 間取り・設備 お気軽に問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください）。
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- 問い合わせ その他、詳細については標記担当へ問い合わせください。

タンクからの油流出事故に注意！

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が増えています。管理不備やうっかりミスを減らすため、次のことを心がけましょう。

- ・ホームタンクなどから灯油を小分けにするときには絶対にその場を離れない。
- ・除雪による配管破損を防ぐため目印を立てておく。
- ・屋根からの落雪による配管破損・脱落やホームタンクの転倒に注意する。
- ・配管やホームタンクを定期的に点検しておく。
- ・油が流れていることに気付いたら、直ちに布などで回収し、河川へ流出させない。

※河川等に流入させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活環境係、または消防署に通報してください。

新規学卒者奨励金について

問 産業課 商工交流係（内線 1505）

平成29年春に学校を卒業し、町内の事業所に正社員として就職した場合は、新規学卒者奨励金（5万円）に該当します。交付を受けるためには、卒業後1年以内に申請する必要がありますので、該当する場合は担当まで問い合わせください。

例）平成29年3月1日に卒業し、町内の事業所に正社員として就職した方→平成30年2月28日までに申請が必要

■交付条件 ①川俣町に住民票がある／②卒業後1年以内である／③町内の事業所に正社員として就職した（奨励金は就職して6か月を経過した後に交付します）

※その他、新婚世帯定住奨励金、UIターン者定住奨励金、結婚祝金等の制度もあります。詳細は標記担当へ問い合わせください。

野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。野焼きや小型焼却炉での焼却はダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。また、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

【野焼き禁止の例外（主なもの）】

- ・農林業等を営むためにやむを得ないもの
- ※廃ビニール等の焼却は含まれません。
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因になります。

【やむを得ず焼却をする場合は】

- ・風向きや、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。